



デイサービスセンターでのレクリエーションのようす



# 介護保険料軽減の 申請を受け付けます

鳥取市では第一号被保険者（六十五歳以上の人）の介護保険料について、保険料段階が第一および第二段階の人のうち収入が少なく生活が著しく困窮している人に対し、軽減措置を実施します。

## 軽減の対象となる人

【ア】左記の から（ に ついてはいずれか）の条件をすべて満たす介護保険料第一および第二段階の人  
 本人と家族に市民税が課されていない。  
 本人と家族に前年の所得がなく、かつ、今年一年間の所得が見込めない。  
 の1 本人と家族の前年一年間の収入の合計金額が120万円以下であり、かつ、今年一年間の収入見込額の合計金額が120万円以下である。  
 （世帯員三人以上の場合は一

人につき35万円加算する。）

の2 本人と家族の前年一年間の収入の合計金額が60万円以下であり、かつ、今年一年間の収入見込額の合計金額が60万円以下である。

（世帯員三人以上の場合、一人につき17・5万円加算）

市民税が課されている者に扶養されていない。

市民税が課されている者と生計を共にしていない。

資産などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる。

生活保護を受けていない。

【イ】介護保険料第二段階の者で、鳥取市外国人高齢者福祉

手当』を受給している人

## 軽減の開始時期

平成13年10月分の保険料から

## 軽減の程度

【アについて】

前記 の1に該当する人は、基準額の1/2の額に減額

前記 の2に該当する人は、基準額の1/4の額に減額

【イについて】  
 基準額の1/2の額に減額

## 申請場所

市役所第2庁舎1階・高齢社会課（☎ 3174）

## 申請期間

平成13年度分については、平成14年1月7日（月）まで

平成14年度以降は、改めてお知らせします。

保険料段階	対象となる条件	軽減後の負担割合	13年度10月～3月保険料額		14年度分保険料額	
			軽減前の額	軽減後の額	軽減前の額	軽減後の額
第1段階	上記アの年間収入が60万円以下の人	基準額×1/4	8,700円	4,300円	17,300円	8,600円
			(13,000円)	(8,600円)		
第2段階	上記アの年間収入が60万円以下の人	基準額×1/4	13,000円	4,300円	25,900円	8,600円
			(19,400円)	(10,700円)		
	上記アの年間収入が60万円超120万円以下の人	基準額×1/2	13,000円	8,700円	25,900円	17,300円
			(19,400円)	(15,100円)		
上記イの外国人高齢者福祉手当受給者	基準額×1/2	13,000円	8,700円	25,900円	17,300円	
		(19,400円)	(15,100円)			

（ ）は年額保険料額

「軽減後の負担割合」の欄の基準額について、13年度10月～3月分は「17,300円」、14年度分は「34,500円」です。